

1-1 新庁舎と本庁舎別館の構造計画

(1) 耐震安全性の分類

新庁舎、本庁舎別館の整備にあたっては、基本構想に掲げる基本方針1に基づき、多様化する災害に対する安全性、防災機能の充実・強化及び業務継続機能を有する事が求められます。

耐震安全性の分類は、国土交通省が国の官庁施設等を対象に定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による分類を準用して定めます。なお、同基準によると、災害応急対策活動に必要な官庁施設で多数の者が利用する官庁施設等は構造Ⅱ類以上を確保することとされています。

なお、倉庫・書庫等としての活用を想定する花咲庁舎については、平成9年に耐震補強工事が行われています。

表 - 耐震安全性の分類

部位	分類	耐震安全性の目標	対象とする施設
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする	・災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設 ・多量の危険物を貯蔵又は使用する施設、その他これに類する施設
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする	・災害応急対策活動に必要な施設 ・地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設 ・危険物を貯蔵又は使用する施設 ・多数の者が利用する施設ただし、分類Ⅰ類に該当する施設は除く
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする	・分類Ⅰ類及びⅡ類以外の施設
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとするまた、機能の停止が許されない室においては、要求される機能に応じた検討を行う	・災害応急対策活動に必要な施設 ・多数の者が利用する施設 ・地域防災計画において避難所として位置付けられた施設 ・危険物を貯蔵又は使用する施設
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とするA類の官庁施設の一般室についても同様とする	・多数の者が利用する施設 ・その他、分類A類以外の施設
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする	・災害応急対策活動に必要な施設 ・危険物を貯蔵又は使用する施設
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする	・地域防災計画において避難所として位置付けられた施設 ・分類甲類以外の施設

※出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国交省大臣官房官庁営繕部 平成25年制定）

(2) 本市において想定される大地震

2020 年 1 月 24 日、地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した次の地震の発生可能性評価においては、南海トラフ地震について、マグニチュード 8～9 クラスの地震の 30 年以内の発生確率が 70～80%とされ、首都直下地震についてもマグニチュード 7 程度の地震の 30 年以内の発生確率が 70%程度と予測されています。いずれの大地震においても本市の広い地域で震度 6 強から 6 弱の強い揺れになることが想定されています。

さらに、5 市町の庁舎が損壊または損傷した熊本地震の甚大な被害を受け、平成 30 年 5 月に国土交通省住宅局は「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を示しており、このガイドラインでは庁舎等を想定し、市町村は地域防災計画や組織の業務継続計画（BCP）に基づき、機能継続の目標を自ら定めることとされ、建築基準法で想定する極めて稀に発生する地震動を標準としつつ、より大きな地震動を想定することも可能とするなどの指針が示されています。

(3) 耐震安全性の目標設定

庁舎機能の災害時の業務継続機能や、今後、高い確率で発生が予想される大地震の本震・余震を含む庁舎機能への影響などを考慮して、新庁舎、本庁舎別館の耐震安全性の目標を設定します。

① 新庁舎

本市における防災拠点として重要な役割を果たす新庁舎は、より耐震性能の高い構造とし、構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」を目標とします。

② 本庁舎別館

本庁舎別館は、平成 5 年に建設された新耐震基準の建築物であるものの、建築後に鉄骨造等に関わる建築関連法の改正がされていることを踏まえ、基本設計時に耐震診断を実施のうえ、防災拠点の一翼を担う庁舎機能として必要な耐震性能を確保することを目標に改修計画を検討するものとします。

1-2 庁舎のNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）¹（ZEB）化について

（１）ZEB化の検討の目的

新庁舎、本庁舎別館の整備にあたっては、基本構想に掲げる基本方針３に基づき建物の省エネルギー化技術の導入による低炭素型まちづくりに寄与することが求められています。

基本計画時点においては、全国のZEB化した庁舎事例を調査し、新庁舎・本庁舎別館に適用する場合の建設費に関する概要の検討と、ZEB化に関する補助金等に関する情報について調査・とりまとめ、本基本計画にZEB化に関する方針を盛り込むことを目的とします。

本検討における「ZEB化」とは、下図による「ZEB（ゼブ）」、「Nearly ZEB（ニアリーゼブ）」、「ZEB Ready（ゼブレディ）」、「ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）」のいずれかとするを指します。

なお、花咲庁舎については倉庫・書庫としての活用を想定していること、市役所として活用する部分が建物の一部であることからZEB化の検討から除きます。

（２）ZEB化の必要性について

本市では、令和３年２月１５日に山梨県主催の「ストップ温暖化やまなし会議」において、県及び県内全市町村とともに「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明し、2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すこととしています。

また、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策のあり方検討会（国交省・経産省・環境省）」においては、公的機関による率先した取組が求められており、本市においても温室効果ガスの排出量の削減のためZEB化を検討します。

また、庁舎をZEB化した場合の副次的な効果として、創エネ設備の導入による災害レジリエンスの強化、省エネルギー化によるライフサイクルコストの削減にも寄与します。

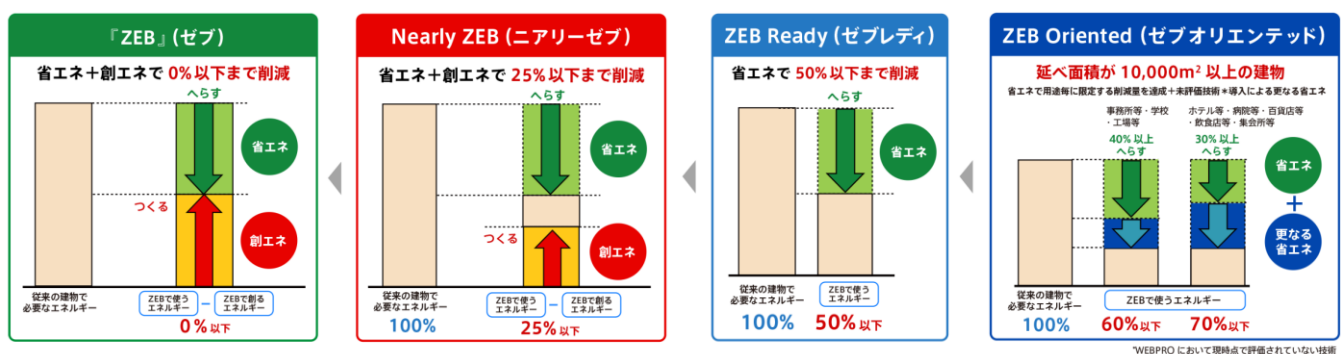


図 - Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）（ZEB）化の概要

¹ 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネ（太陽光発電等）によって、使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにした建物のこと。

(3) 本計画におけるZEB化について

ZEB化の方針を基本計画に盛り込むにあたっては、ZEB化が実行可能か判断するため、ZEB化した庁舎の事例を調査し、新庁舎、本庁舎別館におけるZEB化の考え方を整理しました。

① 新庁舎

新庁舎の建設費は2028年度時点を想定し650千円/㎡を見込んでいますが、事例調査によるZEB化庁舎の建設費の平均は654千円/㎡（2028年時点に補正後）となっています。また、ZEB化にあたっては「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国交省・厚生労働省連携事業）」による国の補助を受ける事が出来るため、本計画においてもZEB化は可能であると考えられます。

以上のことから、ZEB化による脱炭素社会の実現、災害レジリエンスの強化を目的として、新庁舎についてはZEB化を目標とします。なお、ZEBの等級については基本設計時に検討するものとします。

② 本庁舎別館

本庁舎別館の現状の外皮性能は、外壁：無断熱、屋根：グラスウール100mmのみであり、ZEB化に必要なレベル（省エネ法基準の50%削減）に改修するには、外皮の全面的な改修が必要となるうえ、設備仕様も大幅な更新が必要となることが考えられます。

詳細な改修内容についても現時点で想定することが難しく、実現が困難な場合も考えられるため、現時点ではZEB化を目標とせず、断熱性能の強化、および省エネルギー設備機器の導入を目標とします。

（参考資料）建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業の概要

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）

【令和5年度予算額 5,894 百万円（5,900百万円）】
【令和4年度第2次補正予算額 6,000百万円】

環境省

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

①2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

(1) 新築建築物のZEB化支援事業
①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
(2) 既存建築物のZEB化支援事業
①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
(4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
(5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）
(6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）
※ (1) ①及び (2) ①は、他のメニューに優先して採択
※ 電力調達も助成し再エネ100%となる事業は加算

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
■委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者等
■実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

お問い合わせ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 ほか 電話：0570-028-341

(4) 事例調査

自治体のHP等で公開されている情報を基にZEB化庁舎について調査を行いました。

調査の結果、ZEB化した場合の建設費単価は約492千円/㎡となっています。

表 - ZEB化庁舎事例一覧表

都道府県	長崎県	滋賀県	静岡県	北海道	徳島県	群馬県	東京都	北海道
物件名	長崎市庁舎	守山市新庁舎	島田市新庁舎	旭川総合庁舎	鳴門市新庁舎	桐生市新庁舎	国分寺市新庁舎	網走市新庁舎
主要構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 免震構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造 免震構造	鉄骨造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 免震構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 免震構造	鉄筋コンクリート造
新築/改修	新築	新築	新築	新築	新築	新築	新築	新築
建設費(円)	25,100,000,000	5,750,000,000	6,930,000,000	11,872,620,000	5,650,000,000	7,480,000,000	8,916,777,000	3,330,000,000
延床面積(㎡)	51,752	12,990	11,450	24,598	11,063	12,275	21,784	6,445
㎡単価(円/㎡)	485,001	442,648	605,240	482,666	510,728	609,376	409,327	516,695
階数	地上19階、 地下1階、塔屋1階	地上4階	地上4階	地上9階、地下1階	地上5階 (6階：塔屋等)	地上5階	地下1階 地上5階	地上5階建て
竣工時期	2023年1月4日	2023年8月14日	2023年9月24日	2023年11月6日	2024年1月31日	2025年10月31日	2025年1月1日	2024年10月1日
設計者	山下設計・建友社設計 ・有馬建築設計事務所JV	限・安井設計共同企業体	石本建築事務所	設計：久米・柴滝・ 中原JV	前田建設・吉成建設・ 内藤廣建築設計JV	久米設計	竹中・石本・セット 設計JV	NTTファシリティーズ
施工業者	清水建設・西海・長崎土建JV	株式会社竹中工務店	木内・大河原・アーク東海JV	施行：【建築】新谷・荒井・高・田中・タカハタJVほか		関東・吉田・桐生・野村JV		丸田・土屋・夏見JV
ZEB等級	ZEBReady	ZEBReady	ZEBReady	ZEBReady相当以上	ZEBReady	ZEBReady	ZEB Ready	ZEB Ready

㎡単価の加重平均	492,459	→	2028年度時点：654千円/㎡
----------	---------	---	------------------

建設費デフレーターによる補正
(2020年→2028年 107.9 ⇒ 141.2)
※事例は2020年度時点のものと仮定して補正

(5) 補助事業等

ZEB化する場合の補助金について環境省HPで公開されている情報を参照すると、本計画において対象となる補助事業は「レジリエンス強化型ZEB実証事業」が該当すると考えられ、その場合の補助率は、最低でも補助対象経費の1/2以上とされています。(上限は5億円)

表 - 環境庁のZEB関連補助事業一覧表

事業名	対象者	フェーズ	制度概要
レジリエンス強化型ZEB実証事業	公共施設 民間建築物	新築・既築	【制度概要】 災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援します。 【補助対象】 対象者：地方公共団体（延床面積制限なし）、民間団体（新築：延床面積10,000㎡未満、既築：2,000㎡未満） 対象設備等：ZEB実現に寄与する設備（空調、換気、給湯、BEMS装置等） 【補助概要】 新築 『ZEB』：補助対象経費の2/3 Nearly ZEB：補助対象経費の3/5 ZEB Ready：補助対象経費の1/2 既築 『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready：補助対象経費の2/3 （補助金額上限：5億円）
ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	公共施設 民間建築物	新築・既築	【制度概要】 地方公共団体所有施設及び中小規模の民間業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO₂性の高いシステム・設備機器等の導入を支援します。 【補助対象】 対象者：地方公共団体*（延床面積制限なし）、民間団体（新築：延床面積10,000㎡未満、既対象設備等：ZEB実現に寄与する設備（空調、換気、給湯、BEMS装置等） *都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く 【補助概要】 新築 『ZEB』：補助対象経費の3/5 Nearly ZEB：補助対象経費の1/2 ZEB Ready、ZEB Oriented：補助対象経費の1/3 既築 『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented：補助対象経費の2/3 （延床面積2,000㎡未満のZEB Ready、10,000㎡未満のZEB Orientedは対象外） （補助金額上限：5億円） ※大規模民間建築物（新築：延床面積10,000㎡以上、既築：延床面積2,000㎡以上）は、経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援」を参照ください
民間建築物等における省CO ₂ 改修支援事業	民間建築物	既築	【制度概要】 既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援します。導入前の設備に比してCO₂排出量を30%以上削減できる設備を導入するとともに、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の 【補助対象】 対象者：建築物を所有する民間企業等 対象設備等：空調、換気、給湯、BEMS装置等 【補助概要】 補助対象経費の1/3（上限：5,000万円）
テナントビルの省CO ₂ 改修支援事業	公共施設 民間建築物	既築	【制度概要】 オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO₂化を図る事業を支援します。導入前の設備に比してCO₂排出量を20%以上削減できる設備を導入するとともに、ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結を行う事業を対象とします。 【補助対象】 対象者：テナントビルを所有する法人、地方公共団体等 対象設備等：空調、換気、給湯、BEMS装置等 【補助概要】 補助対象経費の1/3（上限：4,000万円）

※出典：環境省 HP（2023.6 時点）

1-3 新庁舎の木造化の検討

令和3年10月1日に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、及び林野庁が定めた「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、本市においても脱炭素社会の実現に向けて「大月市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（以下、市方針という）」が定められ、建築物の建設時の木材の利用を促進しています。

市役所庁舎についても、市方針「第3 4（1）木材の利用を促進すべき公共建築物」に指定され、「計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進する」とされています。

市方針を受け、本基本計画では、新庁舎の主要構造部を木造化する場合の計画条件を整理し木造化の可能性について検討する事とします。なお、本庁舎別館については、鉄骨造の既存建物を活用するため木造化の検討は省略します。

また、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される部分については、必ずしも木造化を推進しないものとされています。

（1）計画条件の整理

新庁舎の建築計画、及び配置条件に関する条件について整理し新庁舎の木造化が可能か判断します。

① 建築計画

新庁舎の木造化の検討に際し、想定する建築計画は以下のとおりです。

<建築計画（※）>

延床面積：約 2,500 m²

想定階数：4 階以下（地上部） ※日影の影響を考慮

建物高さ：16m以下

建物用途：事務所用途（庁舎）

主要構造：木造

※ 建築計画は基本計画時点の想定であり、今後の基本設計・実施設計で変更となる場合があります。

② 配置条件

計画地の都市計画（地域地区の指定状況）等による規制などをまとめた配置条件は下図のとおりです。

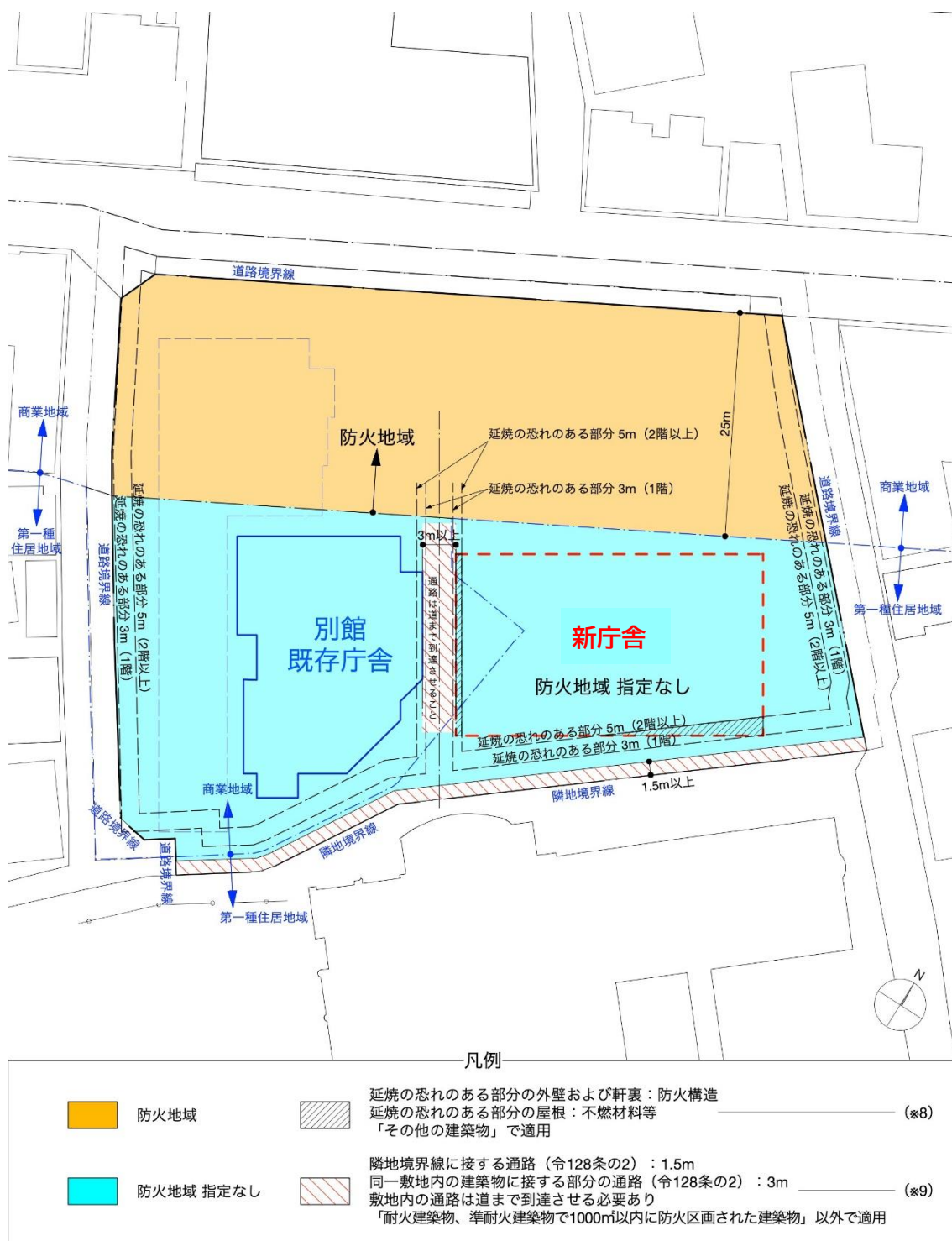


図 - 計画地の配置条件

③ 耐火性能の条件

庁舎の主要構造部を木造化する場合は、規模や階数、防火地域の指定の有無によって求められる耐火性能が異なります。①建築計画、②配置条件から、新庁舎を木造化する場合に求められる耐火性能を下表のとおり整理しました。

防火地域の指定が無い区域に配置する場合は、4階建ての場合は「ア 準耐火建築物（75分準耐火+防火区画）」、3階以下の場合は耐火性能を求められない「イ その他建築物」となります。

防火地域の指定がある区域に配置する場合は、4階建ての場合は「ウ 耐火建築物」、3階以下の場合は「エ 延焼防止建築物（外殻強化型）」となります。

なお、防火地域の指定の異なる区域に跨って配置する場合は、それぞれの区域にある部分について、要求される耐火性能を満たし、それぞれ防火上有効に区画されている必要があります。

表 - 求められる耐火性能の整理

地階を除く 階数	防火地域の指定	
	指定なし	防火地域
4階	ア 準耐火建築物 (75分準耐火+防火区画)	ウ 耐火建築物 [ルート A：耐火構造 ルート B：耐火性能検証法]
3階以下	イ その他の建築物（※）	エ 延焼防止建築物 (外殻強化型)

※ 耐火建築物、準耐火建築物（火災時倒壊防止建築物（1時間未満）と避難時倒壊防止建築物（1時間未満）を含む）、延焼防止建築物、準延焼防止建築物以外の建築物をいいます。

④ 木造化した場合の耐火性能について

主要構造部を木造とした場合についても、平成30年の建築基準法の改正により、せっこうボードを用いた木造耐火構造など、木材をせっこうボードで被覆する事で耐火建築物とすることが可能²となっており、その他にも燃えしろ設計³や大臣認定を取得した木造耐火構造⁴を用いる事で、ア～エの耐火性能を満たすことが可能です。

² せっこうボードを用いた木造耐火構造の外壁、間仕切壁の仕様の告示（平成26年国交省告示第861号）に加えて、耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）の一部が平成30年に改正され、せっこうボードを用いた木造耐火構造の柱・床・屋根・階段の仕様が告示化されています。

³ 柱や梁などを通常よりも太くし、柱の表面が燃えても建物が崩壊しないようにする主に準耐火構造に採用される設計方法のことです。

⁴ 構造部材をせっこうボードなどで防火被覆した「メンブレン型耐火構造」や、鉄骨を集成材などの木材の厚板で被覆した「木質ハイブリッド部材」、構造用集成材の柱やはりに、せっこうボードなどで防火被覆した耐火構造や部材内部に燃え止り層を設けた「被覆型耐火構造（集成材）」などがあります。

（２） 新庁舎の耐火性能と木造化について

新庁舎は建物の配置次第で求められる耐火性能が変化しますが、本市の災害対策本部機能を有する重要な施設となることから、初期消火対策（消火栓やスプリンクラーなど）に加え、準耐火構造以上の耐火性能を目標とし、防耐火性能の高い建物とします。

なお、準耐火構造の木造庁舎の建設コストについては、建物の設計にもよりますが、近年整備された木造庁舎の事例を確認すると、概ね 400～500 千円/㎡程度（デフレーター補正前）と見られ、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等と同程度になると想定されます。

ただし、木造化した場合には、地域産材を活用した木造庁舎とすることで、地域活性化事業債等、有利な起債を活用することができるため、他の構造とした場合と比較して財政への影響を緩和することが可能と考えられます。

(参考資料) 建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧(令和6年度事業・制度 概算要求版)(林野庁)

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和6年度概算要求額	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物										民間非住宅建築物										住宅
								公共建築物																				
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅									
16	国土交通省	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(地域型住宅グリーン化事業)	地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅（ZEH等）の整備等に対して支援を行う	民間事業者	・国に採択されたグループに所属する工務店が施工するものであること ・木造住宅であること ・ZEH、長期優良住宅等であること 等	○補助限度額：140万／戸 等	424.17億円の内数												○	柱・梁・桁・土台の過半又は全てに地域材を使用した場合に補助額の加算 等	補助対象は新築のみ	国土交通省が採択した事業実施主体がグループを公募する	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室：03-5253-8111	http://chii-ki-grn.jp/				
17	総務省	(地方財政措置)地域活性化事業債		地方公共団体	全般的に地域木材を利用した施設の整備が対象	○充当率：起債対象経費の90%以内 ○交付税措置：地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方財政法第5条第5号に規定する公共施設又は公用施設で、普通会計で整備するものが対象。				○地域木材を利用することが必要。具体的には以下のとおり ○新築又は増改築の場合 ・木造の建築物(同一建築物において木造部分と非木造部分が混在する場合は木造部分のみ)が対象 ・木造部分と非木造部分が混在する建築物で、木造部分と非木造部分を切り分けできない場合は、建築物全体で、木造の建築物と同程度に地域木材が利用されているものが対象。その際、床面積1㎡あたりの地域木材の利用量が0.18㎡以上であることが目安 ○改修の場合 ・内装の木質化が対象			総務省地域力創造グループ地域政策課 TEL：03-5253-5523		
18	環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	建築物の新築・改修によるZEB化等を支援	民間事業者・団体、地方公共団体一般	○外皮性能基準（建築物省エネ法）への適合 ○設計一次エネルギー消費量の削減 ○エネルギー計測システムの導入 ○BELSによるZEB認証の取得 等	補助対象経費の1/3～2/3を支援 ほか	15,000,000千円の内数	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	△※注1	△※注1	○※注1	○※注1	○CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択枠を設ける ○補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業について優先採択枠を設ける	※注1 建築物の用途により個別に判断。住宅、工場、倉庫等の用途は対象外	○	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341			

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定